

トピック：ワークショップ開催報告「ミャンマーにおけるビジネスと人権：これからのビジネスに求められる責任ある企業行動 (RBC: Responsible Business Conduct) とは？」

2016年12月1日(水)にヤンゴンで「ミャンマーにおけるビジネスと人権：これからのビジネスに求められる責任ある企業行動 (RBC: Responsible Business Conduct) とは？」をジェトロ・ヤンゴンと共催した。先に東京で行ったセミナー(本NEWS LETTER第3号掲載)に続き、ビジネスと人権の課題についてミャンマーの現況に照らして、企業のグッド・プラクティスを共有しながら、人権デュー・ディリジェンス、サプライチェーン管理のありかたについて、現地で活躍されている企業の方々とダイアログを行った。

同国では、環境、労働、人権に係る法制度が形成途上であるため、開発や投資の過程において、コンプライアンス(法令遵守)に留まらないリスクの把握や対応が必要であり、企業の責任ある行動が、同国の経済社会の発展そしてビジネス環境全体の向上のために求められている。

ワークショップの背景と目的

山岡寛和・ジェトロヤンゴン所長は開会挨拶で、アウンサンスーチー国家顧問が2016年11月日本に來日し、日本からの投資に期待しているなか、米国の経済制裁が解除され、投資法も改正されビジネスをとりまくルール・環境は変化していると述べた。

山田美和・アジア経済研究所 法・制度研究グループ長は、ビジネスと人権に関する国際的枠組みの動向を概観し、なかでもミャンマーへの投資・ビジネスが注目されていると説明した。ローカルなニーズにどのように応えられるのか、日本企業の見え方・見せ方の重要性、現地政府の許認可の限界、ソーシャル・ライセンス(social license)という考え方について話した。価値・理念にもとづいた日本の競争力を高めるために、「人権が侵されるリスクを特定し、その対処を考へて正を手当てすることで、人権リスクを企業リスクにしない」ことの重要性を強調した。

ミャンマーにおける人権リスクと課題

講演「ミャンマーに投資ビジネスする企業にとっての人権リスクと課題」(Human Rights Risks and Challenges for Companies Investing In and Doing Business with

Myanmar」Vicky Bowman 氏 (Director, Myanmar Centre for Responsible Business)

当センターは、RBCとは、ミャンマーおよびそのすべての人々の長期的利益のためになるビジネス活動と定義している。『ビジネスと人権に関する国連指導原則』は企業の指針となる。

ミャンマーにおける人権侵害リスクの実例として、A 食品企業は宗教対立の激しい地において商品販売店の広告にある宗教の過激なシンボルを掲載することを認めてしまった。B 建設企業は地下へのファイバー敷設の三次下請けにおいて債務労働が発覚した。

企業は、ミャンマーの人々が投資というものに対してどのような経験をしてきているのかを知り、彼らの観点を理解する必要がある。土地所有制度が整備されておらず、土地や生計を失った負の遺産に苦しんでいる。情報やコンサルテーションの不足、政府に対する特に少数民族の不信感、水、電気、健康や安全、教育、雇用、そして救済へのアクセスが欠如している。不十分な労働法規制や安全衛生基準、法執行の弱さ、透明性の欠如、汚職、紛争がリスクとなっている。例えばオフショア油田開発事業においては、漁村地域社会へのインパクトがどうなのか、操業中に難民船と遭遇したらどうするのか、万一の油の流出にミャンマー政府の方針や基準がない状況でどうするのか、労働者の安全をどう確保するか、警備は地域住民にどう接するべきなのか。製造業においても、労働者の権利、安全衛生、児童労働、組合、結社の自由、汚染、土地収用、地域住民との関係など多くの課題がある。

企業が情報発信をして外部とのコミュニケーションをとることは、企業にとって最大の防御になる。好事例として、知り見せる(knowing and showing) Telenor、有効な苦情処理メカニズムをもつ MPRL E&P が挙げられる。

世界中のステークホルダーがミャンマーへの投資を注視している。ビジネスと人権資料センター(Business and Human Rights Resource Centre)のにはミャンマーへの外国投資を追跡するサイトがある。企業は批判を受けたなら、それは説明する好機である。積極的に情報公開することが有効である。

講演 「ミャンマーにおける建設的労使関係」 (Constructive Industrial Relations in Myanmar) Rory Mungoven 氏 (Liaison Officer, ILO Yangon)

責任あるビジネスはアウンサンスーチー国家顧問が大きく期待するものであり、チョーウィン計画財務省大臣も CSR 促進に言及し、2016年新投資法でも明記されている。ミャンマーでは労働関連法の改正中であり、複数の法律がパッチワーク的な状態になっている。現地の法律に準拠するだけでは不十分な状況にある。経済特別区(SEZ)は一般的な労働法適用除外であるがそれは低い基準でなくより高い基準とすることもできる。SEZ で多くの企業がグローバル競争におけるニーズに合致するため、より進んだ雇用関係の構築を進めている。建設的労使関係を構築してきた日本企業がいかにミャンマーにおいてロールモデルとなりうるかを期待する。

企業の取組みの事例

Julia Bakutis 氏 (Country Sustainability Manager, MYANMAR Hennes & Mauritz)

日本企業のミャンマーにおける影響が大きい、こうして日本企業の方々と話せる機会を重要に思う。当社は世界各地に自分のようなサステイナビリティ・マネージャーが約 250 名いる。約 900 の全サプライヤーのリストを公開している。ヤンゴンでは 30 のサプライヤーがいる。指導原則にもとづく人権デュー・デシリジェンスを行っており、CEO のトップコミットメントが現場に浸透している。サプライヤーとの契約においては努力に見合う応酬をしている。次の 70 年における当社の持続性を考えている。

山本 淳氏 (Managing Director, Golden Dowa Eco-system Myanmar Co.,Ltd)

当社はティラワ経済特別区における産業廃棄物処理事業であり、その事業の性質上積極的に情報を公開することが重要と考え実行している。日常の活動を英語やミャンマー語で自社ウェブサイトやフェイスブックで発信している。地域住民との会合の機会を定期的にもうけコミュニケーションをとっている。この地で長く事業をしていくのであれば地域社会からの理解を得ることは必須であり、経営そのものに直結する。ティラワ経済特別区の企業がより情報公開をすることが持続的成長につながる。

パネル・ディスカッション

佐藤寛・アジア経済研究所新領域研究センター 上席主任調査研究員をモデレータとして議論が

行われた。「想像できないようなことがミャンマーでは起こる。自らの基準で自らを律していかないと大きなリスクに晒されることになる」(山本氏)「顧客、消費者からの期待はより高まっている。将来の持続性を考えるなら前向きの姿勢を示す必要がある」(Bakutis 氏)「オペレーションを行っている国の労働安全衛生基準法が自社の事業セクターをカバーしていない場合、自らの規制・基準が必要になっている。Dowa のような取組みがより多くの企業に広がり協働するのが効果的である」(Mungoven 氏)「英国現代奴隷法など他国の政策がサプライチェーンのあり方に関係してきている。日本には企業の取組みを促す施策がまだない」(山田)「このようなワークショップにおける議論が基底になる。指導原則、ガイダンス、他社のグッド・プラクティスなど企業にとって利用できるツール・ボックスになる。これは企業の利益のみならず、社会にとって責任あるビジネスという文化の醸成になる」(Bowman 氏)



参加企業からの声

「ミャンマーとの貿易で影響力の大きい中国をどう巻き込んでいくか」と問われ、Bowman氏は「中国はすでに金を出しても解決しないこと、透明性、エンゲージメントの重要性を学び始めている」と回答した。

参加企業のアンケート回答から「ミャンマーにおける RBC の課題や取組みがきけた」と当ワークショップへの評価を頂戴した。ミャンマーでの事業展開においてどのような人権リスクが考えられるかという問いに対しては、ローカル企業に安全な労働環境を理解させる難しさ、日本人スタッフのミャンマー人に対する差別的意識、宗教・民族にもとづく偏見や軋轢、児童労働、土地問題、汚職・不正の慣行などが挙げられた。事業展開する現地の実態を正確に把握し、それに則した取組みが求められる。

(アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度グループ長 山田 美和)